

## 岡山県グローバル人材育成事業者制度実施要綱

### (目的)

第1条 岡山県グローバル人材育成事業者制度(以下「本制度」という。)は、未来へトビタテ！おokayama留学応援事業(以下「本事業」という。)の趣旨に賛同し、意欲と能力のある人材に海外留学及びインターンシップの機会の提供による支援を行う事業者に対し、感謝の意を表するとともに、地域の活性化に貢献するグローバル人材の育成を目指す本事業の普及促進及び岡山県内の他の事業者への波及による支援の充実を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本制度の実施主体は、未来へトビタテ！おokayama留学応援協議会(以下「協議会」という。)とする。

2 本制度の庶務は、協議会の事務局である公益財団法人岡山県産業振興財団が行う。

### (対象)

第3条 本制度の対象となる者は、岡山県内に事務所がある事業者であり、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ定める取組を行うものとする。

- (1) サポーター事業者 協議会への寄付により本事業における派遣者に支給する奨学金等の支援を行う
- (2) パートナー事業者 インターンシップ受け入れにより本事業における派遣者の支援を行う

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者を役員又は支配人としている事業者については、本制度を適用しない。

- (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
- (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

### (事業者証等の交付)

第5条 協議会は、第3条に該当する者を「岡山県グローバル人材育成事業者」として登録し、第3条に掲げる事業者の区分に応じ、事業者証及び事業者ロゴマークを交付するとともに、登録した事業者について広く周知を図るものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、協議会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。